

# 社会主義貿易の計画と組織

(社会主義貿易論ノート)

鈴木重靖

## 目次

- I 外国貿易の国家独占の本質と役割
- II 外国貿易の組織と管理機構（国家独占）の歴史的経過
- III 外国貿易の組織と管理機構（国家独占）の内容と特徴
  - (1) 内 容
  - (2) 特 徴
- IV 外国貿易計画の方法と内容
  - (1) 国民経済計画と外国貿易計画
  - (2) 外国貿易計画の特殊性
  - (3) 外国貿易計画化の順序
  - (4) 外国貿易計画の種類と内容

### I 外国貿易の国家独占の本質と役割

社会主義国民経済を外国からの経済的攪乱から防衛し、外国貿易を国家的な計画のもとに運営してゆくための基礎的な条件は、いわゆる外国貿易の国家独占である。周知のように外国貿易の国家独占はレーニンによって、その基礎がうちたてられた。レーニンは、ブハーリン、ソコリニコフその他の、関税政策によってソヴェト・ロシアの経済を外国からの経済攪乱から護りうるという考えを強く批判し、ソヴェト・ロシアの外国貿易は、国家によって独占されなければならない、と次のようにいっている。

「ブハーリンは、どんな関税政策も、帝国主義の時代、貧乏な国と信じられないほど富んでいる国とのあいだにおそるべき差異のある時代には現実的なものとなりえないということを知らない——そしてこのことが彼のもっとも驚くべき、しかも純理論的な誤りなのである。ブハーリンは、何回か保護関税制度を引合いに出しているが、右に述べた条件のもとでは富んだ工業国ならどんな国でもこの保護制度を完全に打ちやぶりうるということを知らない。これを打ちやぶるためには、わが国で割増し関税が課されている商品がロシアに輸入され

るばあいに、その国が輸出奨励金を実施するだけで十分である。どの工業国でも、そうするための資金は十二分にもっている。そして、このような措置がとられる結果、どの工業国でもわが国の土着の工業をきつと破壊するであろう。だから、関税政策についてブハーリンのすべての議論が、実際に意味していることは、ロシアの工業をまったく完全に無防備にしておき、ごくかるくヴェールでつつんで、自由貿易制度に移行することにほかならない。われわれは全力をあげてこれとたたかわなければならぬし、党大会までたたかわなければならぬ。なぜなら、どんな重大な関税制策も、帝国主義時代のいまでは、外国貿易の独占制度をほかにしては、問題にもなりえないからである。』<sup>1)</sup>ではこのようにレーニンによって基礎づけられた外国貿易の国家独占とは何か、これを一言で定義づければどういうことであるか、先ずこれについて述べてみよう。コヴリジュニフは次のようにいっている。

「社会主義諸国の外国貿易独占の本質は次のことにある、つまり国家が自己の手中に外国貿易を集中して、国家から全権を賦与された政府機関と企業——これらはその活動を政府機関（通常は外国貿易省）の監督と統制のもとで行なうのであるが——によって外国貿易を行なうということ。』<sup>2)</sup>

チェルニアンスキーは外国貿易の独占ということの意味、およびその本質的特徴について次のように述べている。<sup>3)</sup>少し長くなるので要約していうと次のようである。外国貿易の独占という言葉は次のように解される。外国と商品交換を行ない、またこれと関連するすべての経済活動——外国で購入し販売し、購入についての契約をむすび、商品交換と関連して外国へ支払を行ないまた外国からの代金の取立てを行ない、外国との間の商品の輸送を確保し、外国商品の展示会や見本市を国内でひらき、また外国での展示会や見本市に参加するその他——を排他的に（独占的に）行なうことの権利である。

外国貿易独占の担当者は、外国貿易ならびに国際的出荷、運送を排他的に行なうための専門的企業（機関）である。社会主義の場合、単に外国貿易を計画的に管理するだけでは不十分であり、独占的諸機関によってそれを実行するようにならなければならない。この独占的企業の数には社会主義経済の進展とともに減少していくのが特徴である。つまり外国貿易活動の集中化である。

若干の人民民主主義諸国においては例外的に、個々の巨大な生産企業に外国貿易業務を委託した。しかしこの企業が外国市場における特定の商品の唯一の販売者であるならば、またこれらの企業のあらゆる外国貿易活動が外国貿易省によって中央集権的措置において調整されるならば、このような条件のもとに

においてはこの企業は充分に外国貿易機関の性格をもち、外国貿易の社会主義的独占の性格は破られていない。

社会主義外国貿易は単に中央集権的に管理されるのみではなくまた何よりも中央集権的に実現されなければならない。社会主義国民経済は対外的には単一の全体として登場しなければならない。このような外国市場への単一体としての登場は、専門的独占的機関——つまり外国貿易公団——によって可能である。そして外国貿易公団がこのようにして対外市場に登場することができるのは、社会主義社会が彼らに、対外交換の対象となる商品を彼らの所有とすることを委任したからである。

かくして外国貿易独占は流通部面における一つの生産関係である。

では、次に外国貿易の国家独占というものがどういう役割ないし機能をもっているかについてみてみよう。

これについてチェルウァコフは次のようにいっている。

「外国貿易の国家独占は巨大な政治的経済的意義をもっている。それは次のことを可能にする。わが国を資本主義独占の搾取から、また資本主義市場の盲目的変動から防衛すること。外国貿易を国家の国民経済計画に適応させて利用すること。すべての外国貿易をソヴェトの外国貿易機関に集中し、これによって、外国市場へこれらの機関が登場する単一性を保証し、契約締結のためもっとも有利な市況を利用することを保証する。また外国貿易からの利潤を社会主義蓄積フオンドへ向けること。」<sup>4)</sup>

またコヴリジュニフは次のようにいっている。

「外国貿易の国家独占は次の機能を行なう。それは社会主義的基礎を創造し、かつ強化し、社会主義生産力の発展をたすける。社会主義陣営との関係でいえば外国貿易の国家独占は、これらの国の国民経済計画の調整を保証し、経済発展の相互協力を保証をする。資本主義陣営との関係でいえば、人民民主主義諸国に対する資本主義諸国の膨張の試みを防いでその国民経済を守り、また外国資本の侵入や資本主義世界市場の経済恐慌や、経済の破壊的影響から国内市場をまもるのである」<sup>5)</sup>

またチェルニアンスキーは次のようにいっている。ちょっと長くなるが引用してみよう。

「社会主義的外国貿易独占の最も重要な機能は次のことにある。すなわち

1. 能動的な一定の方法によって国内において——すなわち国民経済の他の部分に対して——また外国において——すなわち外国の主体に対して——部門の利益や個々の企業の利益に依存することなく、全国家的利益をもたらず可能

性を与えること。

- a) 最高の社会的効果という観点から外国貿易の構造を計画するという可能性をあたえること。
- b) 社会主義陣営の他の国々との国際的専門化・協同化および商品交換の諸問題を調整することにおいて、全国家的利益をもたらす可能性をあたえること。
- c) 世界市場に登場する際に、単一の国家政策を行なうための前提をつくり出すこと。
- d) 当該社会主義国および社会主義世界体制の経済を資本主義世界体制の有害な影響、特に恐慌現象や、資本主義諸国の差別的措置という有害な影響から防衛すること。

2. 社会主義世界市場において、販売者として、また購買者として、同一の型の機関が登場する可能性を与え、そしてこのことによって、相互協力の簡単化と深化の前提をつくる。

3. 資本主義的主体の根拠のない主張に対して外国貿易公団の物質的利益を守ることを可能にする。

4. 外国貿易活動において専門化の利益を利用する可能性を与える。

- a) 外国貿易活動の最大の効率をもって、また最大の収益性をもって外国貿易計画を実現する。
- b) 流通費を必要な最少限にまで低める。
- c) 工業企業のお互の競争を防止すること。』<sup>6)</sup>

1) レーニン「外国貿易の独占について」レーニン全集第33巻、大月書店版、476頁(419頁)但し( )内は原典頁。

2) М. Ф. Коврижных, Внешняя торговля стран народной демократии (Переработанное издание) 1961. стр. 12.

3) В. Чернианский, Экономика социалистической внешней торговли, 1963, стр. 84—89.

4) П. А. Червяков, Организация и техника внешней торговли СССР, 1958, стр. 10.

5) М. Ф. Коврижных. Внешняя торговля стран народной демократии, 1955, стр. 26.

6) В. Чернианский, Экономика социалистической внешней торговли. Москва, 1963, стр. 93—94.

## Ⅱ 外国貿易の組織と管理機構（国家独占）の歴史的経過

外国貿易の国家独占は、もちろん、その組織と管理機構と結びついているわけである。したがって外国貿易の国家独占を理解するためには、同時に、その組織と管理機構を明らかにしなければならない。いまソ連邦の歴史的経験を基にして、この歴史的変遷過程をみてみよう。なお、これにかんしては主として、チェルウヤコフの前掲書を参考とした。

ソ連邦における外国貿易の国家独占を法令化した『外国貿易国営化法令』が出るまでのソヴェト政府の外国貿易にかんする措置は次の通りであった。1917年12月12日、最高国民経済会議において『外国貿易部門における暫定措置について』という決議が行なわれた。この決議によって、輸出あるいは輸入が許される商品が指定された。この結果、食糧の輸出は禁止され、自国の工業に必要なでない原料品のみの輸出が許可された。また国民経済に最も必要な商品のみを輸入することができた。

同月29日にロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国人民委員会議によって『商品の輸出入の許可について』という布告が行なわれた。この布告は、輸出入の許可制と許可を発する国家機関を規定したものであった。すなわち、輸出入は、すべて、当時の商工業人民委員部の外国貿易評議会の許可を必要とし、この許可のない輸出入は、密輸行為とみなされた。しかしこの制度は、まだ外国貿易の国家独占といわれるべきものではなかった。というのは、輸出入契約は、国家の名において、あるいは外国貿易遂行のために特設された国家機関の名において行なわれたものでなかったからである。

一般的な国家経済計画と外国貿易部門におけるあらゆる仕事を統一し、またその措置を調整するために、また外国品に対する需要や、自国の輸出可能性を算定するために、1918年3月31日最高国民経済会議経済政策委員会の下に、外国貿易委員会がつくられた。

以上の措置は、外国貿易独占のための準備的措置であった。

1918年4月22日、人民委員会議の名において外国貿易国営化の法令が公布された。これには次のように書かれている。

「(1)全外国貿易は国営化される。外国の国家および外国の個々の商企業との（採取工業、加工工業、農業およびその他の）あらゆる種類の生産物の売買にかんする貿易契約は、ロシア共和国の名において、そのために特に全権を賦与された機関によって行なわれる。それらの機関のほかには、外国との輸出入に

かんするいっさいの貿易契約は禁止される。(2)国有化された外国貿易を管轄する機関は、商工業人民委員部である。』<sup>1)</sup>

この法令によって外国貿易の国家独占の法的基礎があたえられた。この法令についてバフトフは次のように書いている。

「1918年4月22日の法令は二様の法律の意味をもっている。第1に、この法令は外国貿易の国営化を宣言した。この法令によって、これまで個々の法律上のあるいは事実上の個人の所有に属していたすべての外国貿易企業は、国有企業としてソヴェト国家の所有になったということ。第2に、この法令にある指示によって、外国貿易の国家独占が導入されたこと。』<sup>2)</sup>

その後1919年4月30日『外国貿易国営化実施方式にかんする法令』1920年6月11日『ロシア共和国の外国貿易および商業の組織化法令』が發布され、外国貿易の国家独占は実行にうつされていった。1920年6月11日の法令にもとづいてこれまでの商工業人民委員部は改組されて外国貿易人民委員部となった。外国貿易人民委員部は輸出入活動を管理し、商品の輸出および輸入の統制を行なった。また外国貿易と関係する部局間の問題を、外国貿易人民委員部にある外国貿易評議会——諸部局の代表者からなる——が解決した。

当時、一連の近隣諸国との講和条約が結ばれ、これが、外国での通商代表部の創設を可能にし、1920年中に、通商代表部は、エストニア、ドイツ、スエーデン、リトアニア、トルコ、イタリア、ペルシャ、オーストリアに組織された。また通商代表部——これは外国貿易人民委員部の在外機関であるが——とならんで、あるいは、通商代表部の設置の不可能な場合には、株式形態の協同組合の貿易会社ないしその支部が設置された（たとえばロンドンの「アルコス」株式会社）。

その後、各国と貿易に関係する各種の条約、協定も漸次締結されてゆき、それは1921～1925年の間に40以上に達した。かくして、1920年にはソヴェトはただ7ヶ国と貿易を行なっていただけであったが、1923年には28ヶ国と貿易を行なうようになった。

この間、1921年8月9日の人民委員会の法令、1923年11月12日の全ソ中央執行委員会の外国人民委員部にかんする法令などによって、外国貿易人民委員部も改組され、外国貿易人民委員部は、貿易の実務機関である国営外国貿易庁（ゴストルグ）と、貿易の指導、管理機関である諸部局とに分れた。またゴストルグの他に当時（1921～1925）における外国貿易の実務的行為を行なう機関は、外国貿易を行なう権利を一定範囲において付与された国営経済機関、協同

組合、合併会社があった。

これらの貿易活動の諸機関において、最も主要な役割を果たしたのはゴストルグであり、これによる輸出入の割合は、全輸出入の80パーセントを占めた。ゴストルグは、外国での購入にかんする、また輸入品をソヴェト国内に搬入し供給することにかんする、またソヴェト国内における調達と購入にかんする、また自己の勘定あるいは委託によって、輸出品を対外市場へ輸出することにかんする、すべての業務を行なう権利をもっていた。また、自己の代表部、支部、および事務所をソ連邦内外に組織する権利をもっていた。

ゴストルグのほかに外国貿易活動を行なう権利をもっていた国営企業とその合同には、木材トラスト(最高国民経済会議付属合同中央木材輸出局)石油シンジケート輸出局、皮革シンジケート、ゴムトラスト、茶管理局、などがある。これらは外国商社との商談の過程において、外国貿易人民委員部あるいは通商代表部に予定された契約条件について報告する義務があった。

協同組合で、政府の特別の法令によって、外国貿易活動を行なうことがゆるされたものは、ツェントロサユーズ、リノツェントル、セリスコサユーズなどであった。これらは外国貿易人民委員部の監督のもとで貿易活動をすることを許された。

また貿易活動に従事する外国資本との共同出資にもとづく合併会社は、1923年には24社にのぼったが、<sup>3)</sup>ソヴェト側の持株はそれぞれ51%以下ではなかった。合併会社の輸出入活動に占める割合はそれほど大きくなく、もっとも活動した時期においてさえも、輸入の5%をこえなかったし、また輸出については7~10%程度であった。

その後の国民経済復興の進行と外国貿易高の増大に応じて、ソ連邦の貿易機構は再び変化していった。1925年10月におこなわれたロシア共産党中央委員会総会はその決議において、次のようにいっている。「外国貿易の独占という不可侵の制度を強化しつつ、同時に、変化している経済条件とソ連邦の任務に、外国貿易の組織形態を調整しなければならない」<sup>4)</sup>かくして基本的な輸出および輸入品について、特別な専門的な、株式、合資およびシンジケート形態の貿易会社が組織された。たとえば、輸入にかんしては、「繊維輸入」「金属輸入」「農機具輸入」「皮革輸入」「化学輸入」会社などが、輸出にかんしては、以前からあった「穀物輸出」のほかに、「木材輸出」「亜麻輸出」「マンガン鉱輸出」会社などがつくられた。これらの一定の商品に専門化された会社の設立は、外国貿易活動を関係機関と接近させ、また外国におけるソヴェト機関の貿

易活動の統一性を保障した。<sup>5)</sup>

たとえば、「穀物輸出」会社の創立者は、外国貿易人民委員部、ゴスバンク、ツェントロサユーズ、フレボプロダクト、セリホズサユースおよびフシェコバンクであり、創立者のほかに株主となったのは、ゴストルグ、ウクルゴストルグ（ウクライナゴストルグ）、リノツェントル、アルコス、ウクルフレプ、フレボツェントル、ウクライノバンク、ヴコスピルカ、マシロジルシンジケートであった。

専門的な輸出および輸入の株式会社とシンジケートの創設は、通商代表部の組織と活動に反映し、商品グループ別の部局がつくられた。

外国貿易高の方は工業化の開始とともに拡大してゆき、1926年では輸出入合計で4,925百万ルーブル、1929年では6,288百万ルーブル、しかも輸出の割合も増えてゆき、初期には輸入が輸出を圧倒的に凌駕していたのに、いまや、輸出が輸入を凌駕するに到った。すなわち1926年の輸出は 2,525百万ルーブル、1929年のそれは3,219百万ドルであった

上のようなソ連邦の外国貿易の状況のもとで、また1929年の世界恐慌による対外市場での貿易の条件の複雑化という情勢のもとで、1930年に、輸出入株式会社は全連邦輸出入公団に改組された。

輸出入公団の任務は対外発注の割り振りや、輸出品の販売についての準備的、技術的業務を行なうことであった。また通商代表部の通商業務上の指示は公団から依頼することになった。

これに応じて外国貿易人民委員部の仕事は、公団の外国貿易活動にたいする監督、外国貿易政策の一般方針の作成および外国貿易の原則的諸問題についての指示に集中された。

ところで1935年までは、輸出入の契約は原則として外国で（通商代表部によって）締結された。そして外国にある倉庫に入り、そこから販売された。このことは外国での人件費、倉庫料、保険料等に多額の出費を必要とし、また契約にかんする紛争は外国の仲裁機関で判定された。このような状況から、人民委員会議の決定にもとづいて、1935年6月27日外国貿易人民委員部は外国貿易活動の改組を行なった。その結果次のようになった。

- (1) 外国貿易公団は外国商社と直接に契約を結ぶ権利を受けた。
- (2) 外国商社との契約の締結はソ連邦内にうつされた。
- (3) 輸出品の外国商社への引渡しは、その多くの部分においてソ連邦内で行なうことになった。
- (4) 外国商社とのすべての決済はソ連内にうつされた。また外国貿易人民委

員部の改組も行なわれた。

貿易公団と、輸出入品の供出者および発注者との間の関係も単純化されるようになった。すなわち、これまで両者の間では契約を締結することが義務づけられていたが、これが廃止された。そして1940年10月、人民委員会議は、「輸出向商品の供出条件」を決定した。これによって、これまでの外国貿易公団と供出者の間の経済契約にかわって、外国貿易公団から供出者に交付される発注指図書にもとづいて、経済諸機関によって輸出向商品の供出は行なわれるようになった。また輸入品の発注者への公団による納入は、1940年1月の人民委員会議の決議「ソヴェト諸機関の発注の輸入公団による遂行条件」によって具体化された。この条件によると、輸入品の発注者は、彼に振りあてられた割当にそって、公団に輸入申告（明細書）を提出すること。また、双方の権利、義務、連帯責任、書類提出と決済制度方式が決められている。

第2次大戦後、ソ連邦人民委員会議は、ソ連邦閣僚会議と改称され、またソ連邦人民委員部は省に改称された（1946年3月12日）が、これに応じて外国貿易人民委員部も外国貿易省と改称された。

戦後ソ連貿易の特徴としては、新たに生まれた社会主義諸国と後進独立諸国との貿易その他の経済関係が発展したことであるが、これを反映して、1955年には社会主義諸国との経済、技術交流を促進するための機関として閣僚会議に付属する対人民民主主義国経済交流総局（ГВЭС）が設立された。これはその後、対後進国との経済・技術援助ならびに協力を促進するため、1957年にソ連邦閣僚会議対外経済交流国家委員会（ГКЭС）と改組された。

1958年の終りに、ソ連邦閣僚会議は、各連邦共和国内にソヴェト輸出促進委員会を組織することについての決議ならびに、地方の諸機関が輸出向商品の供出量を増やし、その商品種類を増やすことに関心を高めることについての決議を行なった。

外国貿易高の増大、輸出入品名柄の増大、後進諸国との貿易の発展と関聯して、外国貿易省の機構にもそれに応じた改組が行なわれ、たとえば対アフリカ諸国貿易局がつくられたりした。また一連の新しい貿易公団も創設された。

1961年10月より、対ソ貿易に差別待遇をあたえる国に抵抗するため新関税制度が導入された。

1) А. М. Смирнов, ред., Внешняя торговля СССР, Внешторгиздат, Москва, 1954, стр. 31.

- 2) К. Бахтов, Монополия внешней торговли СССР и развитие ее организационных форм, “Внешняя торговля” No. 10, 1964, стр. 44.
- 3) 平館利雄「ソヴェト経済史」196頁。
- 4) КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, ч. 11, 1953г., стр. 58.
- 5) П. А. Червяков, Организация и техника внешней торговли СССР, стр 23.

### Ⅲ 外国貿易の組織と管理機構（国家独占）の内容と特徴

#### (1) 内 容

今日のソ連邦における貿易の組織・管理機構は、ソ連邦外国貿易省（前の外国貿易人民委員部）、全連邦貿易公団、ソ連邦在外通商代表部の三者を基幹とするものであり、したがってこの点、1930年代に形成されたソ連邦の貿易の組織・管理機構と基本的に変わっていない。ただ前に歴史を述べたところで明らかにされたように、戦後の新しい情勢に応じて、若干の改組あるいは新組織がつくられたことに戦前との相違は存在する。以下、今日のソ連邦の組織・管理機構について、各機構を個別的にとりあげることによって説明してみよう。

#### (1) ソ連邦閣僚会議

ソ連邦閣僚会議は、以前のソ連邦人民委員会議が改称されたものであって、ソ連邦憲法第64条に規定されているように、ソ連邦の国家権力の最高の執行および命令機関である。ソ連邦閣僚会議の外国貿易に関連する任務は、①外国貿易省ならびにその管轄に属するその他の諸機関の事務を統一し、指導すること。②外国貿易ならびに諸外国との経済関係の一般的指導の重要問題の決定。③単一のソ連邦国民経済計画にもとづく年次および長期の外国貿易計画の承認。このうちには為替計画やソ連邦の援助で外国で建造されている企業や建造物のための設備や原料の供出計画も含まれる。④直接に外国貿易活動を担当する機関の決定、である。

#### (2) ソ連邦外国貿易省

外国貿易省は、戦前の外国貿易人民委員部が改称されたものであって、全連邦省の一つであって、各加盟共和国には、この種の省は存在しない。つまり外国貿易省は、貿易にかんしてソ連邦全域を管轄し、国家による貿易独占を実現する最高行政機関である。

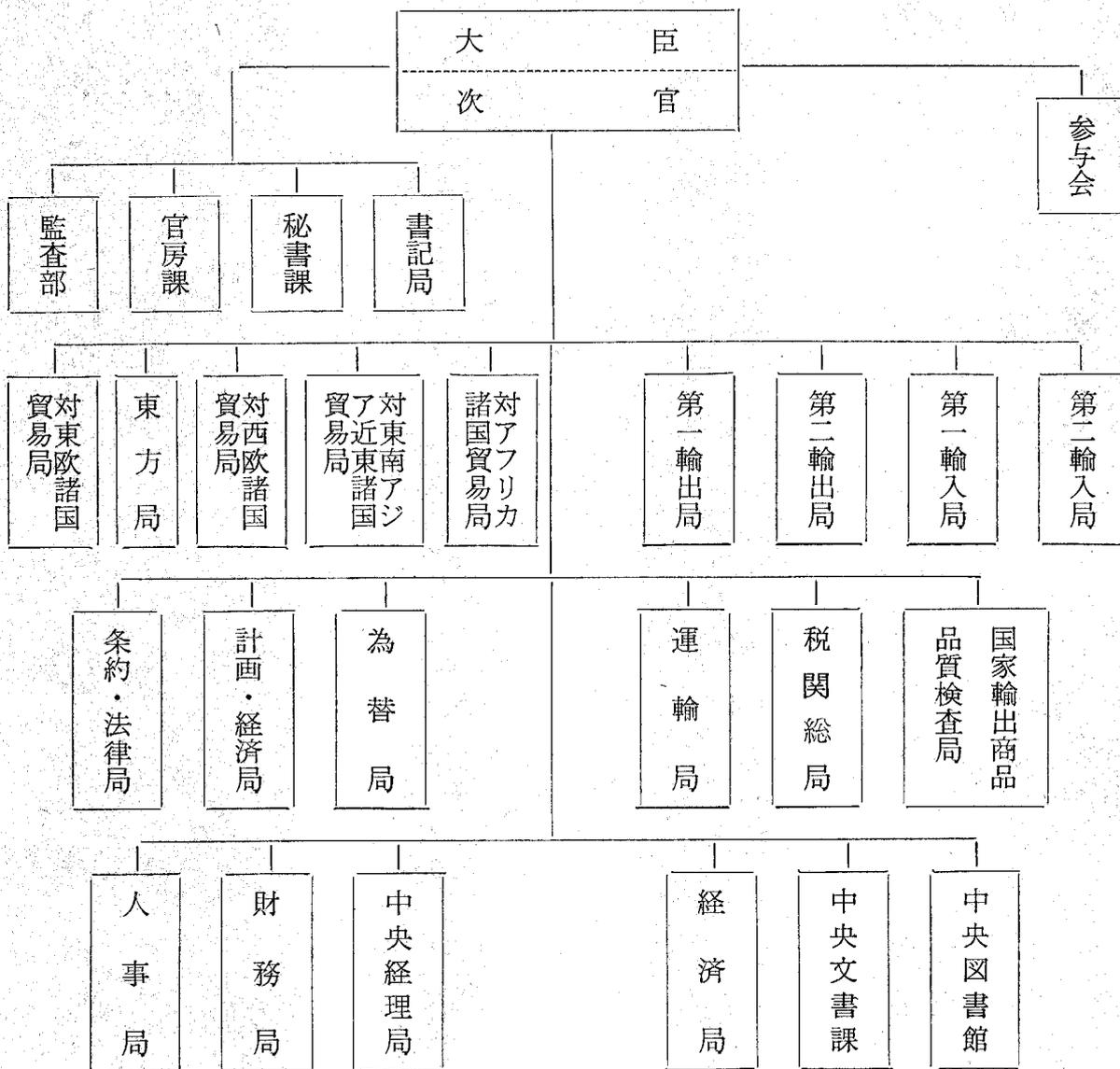
外国貿易省の基本的任務は、外国貿易の国家独占を実現するために、貿易の指導・監督を行ない、外国貿易の計画を行ない、対外経済関係の発展の措置を立案し実施することである。この基本的任務を遂行するために、外国貿易省は次のような機能をもっている。

- ① ソ連邦と諸外国との通商条約・貿易その他の経済協定草案を作成し、閣僚会議に提案する。
- ② 諸外国との通商条約・貿易協定・支払協定その他の経済協定の交渉を行ない、ソ連政府の委任によってこれに調印する。
- ③ 諸外国とソ連邦との通商条約・貿易・支払その他の協定の遂行について監督する。
- ④ 輸出・輸入・再輸出・輸出入商品の質の改善についての措置を作成する
- ⑤ 所轄の国家輸出品品質検査部を通して、輸出向商品の品質をその製造過程においてまた荷送り過程において検査する。
- ⑥ 外国貿易に関係する為替・金融上の諸問題についての措置を講じ、貿易活動に関する支出を調整する
- ⑦ 外国商品のソ連領内通過の措置を確立する。
- ⑧ 商品の輸出入の許可を行ない、またソ連邦領内の商品通過に許可をあたえる
- ⑨ 関税政策実施のための措置を作成し、所轄の関税総局を通してソ連領における関税問題を管理する。
- ⑩ 外国での通商代表部およびソ連邦大公使館通商参事官の活動を監督する。
- ⑪ 貿易公団その他貿易に従事する権利をあたえられている経済諸機関の活動を管理し、所轄部局・機関および企業を指導する。
- ⑫ 外国貿易にかんする法律・決定・規定の執行の監視。
- ⑬ 総合的輸出入計画を作成し、それを（閣僚会議の確認を通して）実施する。

外国貿易省の機構はこれを図示すれば大要次の図のようである。図にかんして若干説明すると、貿易省の最高責任者は外国貿易相（大臣）であり、そのもとに若干の次官がいる。また大臣の諮問機関として参議会がある。議長には大臣があたり、次官と若干の局長が構成員となる。しかしすべての決定権は大臣にある。輸出入局のうち、第二輸出局は機械および設備の輸出を、第一輸出局はそれ以外の商品、つまり原料その他の商品の輸出を担当する。また第一輸入

局は機械および設備の輸入を、また第二輸入局はそれ以外の商品つまり原料その他の商品の輸入を担当する。その任務は輸出および輸入の調整と統制である。

外国貿易省機構図



出所 Б. С. Ваганов (ред.), Организация и техника внешней торговли СССР и других социалистических стран, Москва, 1963, стр., 18.

計画・経済局は貿易省所轄の諸機関の外国貿易活動の計画化にかんする仕事を担当する。

税関総局はソ連領の全国関税諸機関の税関業務を指導監督する。地方税関は

業務の性質と量および位地によって3つの級にわかれており、これらはすべて税関総局に従属し、その管理下にある。

国家輸出商品品質検査部は国内にその支所および検査所をもち、国内の企業、倉庫、港湾、積換地、積出駅などにおいて輸出向商品の規格、品質の検査を行なっている。

なお図には出ていないが、貿易省の付属機関として景気科学調査研究所および外国貿易大学（モスクワ）と外国貿易専門学校（レーニングラード）とがある。また貿易省の機関誌として月刊「外国貿易」が刊行されている。

外国貿易省は全連邦省で、1つしかなく、各加盟国には設置されていない。その代りに、外国貿易省は、各共和国・地方・州などの重要地点、たとえば大工業中心地、港湾、国境駅などに、外国貿易に関係する業務上の諸問題を解決するためにその全権委員を配置している。その主要任務は、地方の貿易に関係する業務を監督し、あるいは援助し、また外国貿易大臣その他関係機関にその経過・情報などを報告することである。

### (3) ソ連邦通商代表部

ソ連邦の外国における貿易上の利益はソ連邦通商代表部によって、また通商代表部のないところではソ連邦の大公使館の通商参事官によって代表される。

通商代表部の法的地位はソ連邦の国内法——1933年9月13日付のソ連邦中央執行委員会および人民委員会議の決定——によって、またソ連邦と外国との間で結ばれた通商条約またわ通商代表部にかんする特別の協定によって規定されている。

通商代表部の長はソ連邦通商代表であって、外国貿易省の提案によりソ連邦閣僚会議によって任免される。その実際の活動においては外国貿易省に従属する。通商代表部はソ連邦大公使館の構成部分であり、そのため通商代表とその代理は、大公使館の構成員としてその駐在国における外交官の権利と特権をもっている。

通商代表部の任務および権利は次のごとくである。

- ① 外国貿易の分野におけるソヴェト国家の利益を代表し、駐在国とソ連邦との通商関係の発展を促進すること。
- ② 駐在国におけるソ連邦の貿易を調整すること。
- ③ 外国市場に単独で進出することを許可されているソ連邦の諸機関の貿易活動の監督を行ない、ソ連邦への商品の輸入に許可をあたえ、商品の原産地証明書をあたえ、またソ連領内を商品が通過することに許可を与える。

- ④ 駐在国の経済条件や市況を調査し、それについてソ連邦の外国貿易省や他の関係部局や経済機関に報告し、また駐在国の展示会、定期市について報告する。
- ⑤ ソ連邦の名において貿易上の協定、契約を締結し、手形その他の責務を負い、紛争処理にかんする協定をむすび、その他の任務遂行のために必要なあらゆる法的行為を行なうことができる。
- ⑥ 外国の法廷に原告として出廷し、またその国で締結した貿易上の契約から発生した紛争については、ソ連政府の同意がある場合にのみ被告として出廷することができる。

#### (4) 全連邦貿易公団

全連邦貿易公団はソ連邦の外国貿易業務を直接担当する国営の経済機関であって、独立採算制の原則にもとづいて活動し、また外国貿易の国家独占にもとづいて商品の輸出入あるいは商品の輸送、発送業務を行なうものである。各公団は輸出入にかんし一定の商品に専門化しているが、これによってソヴェト国家が対外市場へ登場する場合の統一性と、貿易公団同志の競争が排除されている。また貿易公団は、外国貿易省の指導と統制をうける。また貿易公団は、外国貿易大臣の提案によって閣僚会議の決議にもとづいて創設され、その定款は外国貿易大臣によって確認され、総裁・副総裁も外国貿易省によって任免される。

公団の定款には①法人としての公団の権能、②直接の業務活動の分野における、また特定の商品の輸出入の拡大の分野における機能、③公団の権利、④公団の資産⑤公団の運営、⑥公団の収支明細と利益配分、⑦公団の所在地、⑧公団の業務停止の措置、が規定されている。

貿易公団の機能は次のようである。

①当該貿易公団にさだめられた商品の枠内において、輸出入計画を作成し、また国家的任務遂行のための実施計画の作成、②公団の定款に規定されている範囲内で、外国貿易契約その他の業務を独占的に実施することによって、確認された計画、貿易協定、政府の諸決定を遂行する。③輸出入の商品について外国商社とソヴェト経済機関との間の決済を行ない、輸出入活動の運転資金の回転を早める措置をとる。④輸出収益をたかめ、貿易および諸掛りの支出を節約し、輸入の合理化を立案し、実施する。⑤輸出入品の品質向上の立案をし、かつ実施する。⑥海外市場や商社を調査し、商品の輸出入に際してそれを利用する。⑦ソ連邦および諸外国の最新技術を研究して、最新最良の設備・原材料

の輸出入を確保する。

貿易公団（B/Oと略記する）の機構は大要次の通りである。

公団の長は総裁であり、総裁の下に若干名の副総裁がいる。内部機構は商品グループ別、輸出入別および国別にわかれた取引業務を行なう若干の事務所と、計画・経済、会計、景気、人事、運輸、技術、総務、法規の機能別にわかれた課からなっている。事務所の構成員は所長、次長、主任技師あるいは主任商品管理者、技師あるいは商品管理者、海外通信員、経済専門家などである。これらの構成員によって、関係輸出入品の輸出入計画を立案し、また確認された計画を遂行する。また貿易公団はソ連国内に支社、事務所をもつことができる。なお1964年11月末現在で全連邦公団は33あり、その他全連邦事務所および全連邦公社など公団に準ずるものが8ある。

#### (5) 対外経済交流国家委員会

これは1957年7月1日に設立されたもので、正しくはソ連閣僚会議対外経済交流国家委員会（ГКЭС）という。その主要任務は、ソ連邦と社会主義諸国との経済協力を拡大し強化し、またソ連邦と後進諸国との経済交流を樹立し拡大する措置を実現すること、ならびに、これらの国々の工業企業、建築物を建設することに対するソ連邦の経済協力、技術援助の義務の遂行を保障することである。

具体的機能としては、この主要任務を遂行するために、①これらの諸国への経済建設のための経済協力および技術援助の諸問題や、設備資材の供給上の問題についてのこれらの国の訴えを検討し、またこれらの国の建設のための調査研究活動の遂行やソ連邦の専門家の派遣や、要員の養成などについて点検し、ソ連閣僚会議へ必要な提案を作成しかつ提出する。②管下の貿易公団を通して援助国への設備の供給、調査研究活動の遂行、専門家の養成、その他の技術援助の遂行を保障する。③諸外国に対する技術援助の義務を国内の供出者が遂行しているかどうかを監督する。④ソ連邦諸省や機関の研究所のために社会主義国、後進国の経済研究にかんするテーマを作成する。⑤技術援助のために、社会主義国や後進国に派遣されているソ連邦の専門家の活動を監督する。⑥所轄経済機関の業務を指導する。⑦ソ連政府の委任により経済協力問題にかんする国際会議に参加する。⑧閣僚会議の委任により、経済協力問題にかんする政府間の交渉を行ない、またソ連邦財務省、外国貿易省、ゴスバンクと一緒にその案を作成する。

このように、対外経済交流国家委員会は外国貿易に対する国家統轄機関とし

て、ソ連邦の対外経済交流の特定の分野において直接の指導を行なっている。

しかし対外経済交流委員会は、外国貿易業務にたずさわる権利をもっているすべての機関を義務づけるような規定を発する権限はない。この点外国貿易省と異なっており権限はずっと狭いものである。

委員会の機構は、議長、副議長、委員会役員および中央機関からなる。議長はソ連邦最高会議によって、また副議長および委員会役員はソ連邦閣僚会議によって指名される。また中央機関には調達総局、為替・金融局および対社会主義諸国、対中近東諸国、対アフリカ・ラテンアメリカ諸国、対東南アジア諸国のそれぞれの経済協力課、また価格課、景気課、その他がある。

#### (6) ツェントロサユーズ

ツェントロサユーズ（ソ連邦消費協同組合中央連合）は、ソ連邦の消費協同組合の組織上、経営上の指導的センターであって、その任務の1つとして、諸外国の協同組合との貿易関係の発展がある。

ツェントロサユーズが、外国貿易に従事する権利を得たのは1922年3月13日の全ロシア中央執行委員会幹部会の決議である。

ツェントロサユーズは権限として諸外国の協同組合組織とバーター契約を行なうことができる（貿易公団はバーター契約のみでなく通常の外貨による支払での貿易契約ができる）また、外国の商社との間で商品を売買することができる。現在ツェントロサユーズは20ヶ国以上の協同組合組織と貿易を行なっている。すなわち他の社会主義諸国のほか、イギリス、スコットランド、日本、イタリー、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、フランス、ノルウェー、オーストリー、西ドイツの協同組合と協定をむすんでおり、また、インド、インドネシア、セイロン、ビルマ、その他のアジア・アフリカ諸国の協同組合とは関係をうちたてている。

現在、ツェントロサユーズの組織にふくまれる全連邦協同組会貿易公団を通して、貿易業務を行なっている。

#### (7) 外国貿易促進機関

##### A. 全連邦商業会議所

全連邦商業会議所（BTII）は外国とソ連邦との経済関係の拡大強化、および国内商業の発展を促進するための社会的機関である。

具体的には、諸外国の貿易その他の経済機関（商工会議所、研究所、輸出見本市、取引所）と事務的社会的関係をうちたて、商業会議所の国際会議に参加

すること。諸外国の商工業の代表をうけ入れ、外国にソヴェトの代表を派遣すること。ソ連邦の国内外において貿易・産業見本市・商品展示会などを開催し、またこれらへのソ連邦の経済機関の参加を準備すること。ソ連邦の輸出商品の原産地証明を発給すること。ソ連邦の経済・社会機関、企業、個々の市民の委託による、外国における特許権の取得、商標、工業デザインの登録、および諸外国の市民および法人の委任による外国特許権のソ連国内への譲渡にかんする事務を代行すること。関係機関および市民の願いによる商品や設備の品質鑑定を行なうこと、などをその任務としている。

会議所の管理機関は、総会、評議会、理事会であり、会員には正会員、準会員、名誉会員がいる。正会員は貿易公団、その他の経済機関、協同組合機関、社会団体、個々の企業からなる。現在正会員は1,000以上である。

内部機構としては、商品鑑定局、特許局、見本市・展示会部があり、また付属機関として外国貿易仲裁委員会と海事仲裁委員会がある。

#### B. 合同商業会議所

合同商業会議所は、ソ連邦と特定国との間の経済関係の樹立と、拡大を促進するために、その国に設けられた社会団体である。現在フィンランド・ソ連、ハンガリー・ソ連、ロシア・イギリス、チェコスロバキア・ソ連の各商業会議所がある。

#### C. 輸出促進委員会

1958年末、ソ連邦閣僚会議の決議にもとづいて連邦共和国につくられた。この委員会は、追加的な輸出向資源の探究、輸出向商品の品質とその包装の向上、生産原価、保管費、輸送費などの節減による輸出収益性の引上げにかんする措置を系統的に作成することを任務としている。この委員会は輸出の任務の遂行にかんしてソブナルホーズ（廃止予定）、諸省、その他の機関の仕事を監督する。

#### D. ソ連邦外国貿易省景気科学調査研究所（НИКИ）

本研究所の任務は、外国貿易業務を成功裡に遂行することを促進する目的で、諸外国の経済・貿易および貿易政策の調査および商品市況の調査に従事することである。この任務を果すために、研究所は、諸外国の経済および貿易政策ならびに商品市場の景気にかんする資料を蒐集し、整理し、研究する。また諸外国の景気や商品市場の問題についてソヴェトの外国貿易機関と協議し、景気問題会議を召集する。また外国の商業通報を蒐集し、手を加え、これをソヴェトの外国貿易機関のために役立てる。

また研究所の機構としては、資本主義諸国経済調査課、社会主義諸国経済調査課、商品市場課、価格課、商社調査室などがある。

## (2) 特 徴

以上のような今日のソ連邦における外国貿易の組織・管理機構の一般的な特徴を、チェルウヤコフは次のように指摘している。<sup>1)</sup>

(a) 政治的・経済的指導の統一性。ソヴェトにおいては、他のあらゆる国民経済の諸部門と同様に外国貿易部門においても、政治的、経済的および組織的問題がむすびついている。したがって通商条約・協定・議定書その他の貿易上の文書の立案・締結にあたっては、単に経済的解決のみでなく政治的接近が必要であり、両者は統一的に問題にされなければならない。

(b) 要員の規則的な選抜と遂行の点検。ソ連邦の外国貿易の分野における複雑な政治的・経済的任務を果すために、最適の要員を最適の部署に配置すること、また諸業務の遂行を点検することが必要である。要員のための教育施設は、外国貿易省の外国貿易大学および外務省の国際関係研究所である。

(c) 民主集中制。ソ連邦の外国貿易の管理は、中央集権的指導と計画的統制との結合で行なわれているが、また同時に、外国貿易の関係機関が充分イニシヤチブを発揮して、輸出入を最も合理的、効率的に行なうようにすることが要求されている。このような集中制と民主制との結合がいわゆるここでいうところの民主集中制である。

(d) 活動の計画的性格。社会主義的計画性はソ連邦の主要特徴の一つであり、外国貿易の組織、管理機構における活動もこの例にもれない。具体的にはこの計画性は次のようにあらわれる。外国貿易省とその組織の活動は、ソ連邦国民経済発展計画にもとづいてうちたてられること。また外国貿易省や輸出入貿易公団には専門的な輸出入にかんする計画部局があること。また外国貿易省の各組織はあれこれの段階で、外国貿易活動の相応する分野で計画および計画遂行に参加すること。たとえば、商品の輸出入、貿易品の運輸、国内的対外的決済、要員の配置などである。

(e) 単独責任制。単独責任制もソ連邦の他の経済機関や企業において適用されている原則であり、それぞれの機関や企業の長にその課題の遂行に全責任をおわせるのである。この原則は、外国貿易の機構にも適用される。たとえば外国貿易省には、合議の諮問機関たる省参加会があるが、議長は外国貿易大臣であって、決定権をもち、同時に全責任を負っている。

(f) 独立採算制。独立採算制（ホズラスチョート）も、ソ連邦の他の企業や機関の運営に適用されているものである。外国貿易公団は独立採算制で貿易活動を行なっている。

(g) 社会的法秩序の厳守。社会的法秩序は外国貿易省とその機関とそこにおいて外国貿易に従事しているすべての個人が守らなければならないものとされている。これによって社会主義社会の規律がまもられていることになる。

またヴァガノフはソ連邦の外国貿易の組織の基本的特徴として次のことをあげている。

「a) 国家的外国貿易の指導を単一の全連邦外国貿易省の手に集中すること、そして外国貿易省は自己の機能遂行のために必要な機関を中央にもち、またソ連邦の一連の連邦共和国の中にまた若干の部門の中に全権を賦与された機関をもっている。

b) 外国貿易独占から発するソ連邦の法律を実現するところの（ソ連邦の大公使館の構成員である）通商代表部網の外国における設置。

c) その数の制限された国営の独立採算制の機関（外国貿易公団）——法人の権利をあたえられている——によって輸出入業務を行なうこと。」<sup>2)</sup>

以上はチェルウヤコフおよびヴァガノフがあげた特徴であるが、さらに、若干の特徴をつけ加えてみると、貿易の管理、業務を行なう各機関とも国営機関であること。つまり外国貿易省や通商代表部はもちろんのこと、貿易を実際に行なう貿易公団も国営であり、ただ、一部ツェントロ・サユーズのような協同組合形式の非国家的機関が外国貿易に従事しているにすぎない。また管理機関と業務機関の分離があげられる。ソ連邦の外国貿易においては、管理、指導機関と業務機関が一応別個になっているのが特徴であろう。管理、指導機関としては、ソ連邦閣僚会議、ソ連邦外国貿易省、ソ連邦通商代表部などがあげられ、業務機関としては、全連邦貿易公団であり、また「ツェントロ・サユーズ」が業務機関としての一部を担当している。

1) П. А. Червяков, Организация и техника внешней торговли СССР, (Переработанное, дополненное издание), Москва, 1962, стр. 38—41.

2) Б. С. Ваганов (ред.), Организация и техника внешней торговли СССР и других социалистических стран. Москва, 1963, стр. 15—16.

#### Ⅳ 外国貿易計画の方法と内容

##### (1) 国民経済計画と外国貿易計画

社会主義諸国は、外国貿易の国家独占にもとづいて、外国貿易を計画的に行なうてゆくわけであるが、この外国貿易の計画的性格は、社会主義計画経済の本質から出てくるものであり、それ自体で独立して存在するわけではない。つまり社会主義社会における全般的な経済計画、いいかえれば、国民経済計画の一環として、その切り離し難い構成部分として外国貿易計画は存在するのである。これについて、ソ連邦の諸見解を引用してみると、

「ソ連邦の外国貿易は、国家の輸出入計画にもとづいておこなわれているが、この輸出入計画は、国民経済計画のきりはなすことのできない部分である」<sup>1)</sup>

「外国貿易の計画は、外国貿易の一般的調整の構成部分である。外国貿易計画の任務は、社会の要求を最大限にみたすために外国貿易および国際分業を合理的にまたもっともよく利用することを保証することである。前に述べたように、社会主義外国貿易の基本任務は国際分業を利用して、それぞれの社会主義国の国民経済および全社会主義世界体制の計画的均衡的発展を同時に保証することによって、すべての社会の社会的労働を最大限に節約することである。この他に外国貿易は後進諸国の工業化をたすけ、また異なる社会経済体制をもつ国々の平和共存の強化に役立つ。

社会主義国の外国貿易の計画化は再生産過程の全局面——このうちには流通、特種的には外国貿易も含まれるのだが——の総合的計画化の必然性から生まれるのである。それ故に、外国貿易の計画は社会主義諸国の国民経済発展の国家計画の不可分の部分である」<sup>2)</sup>

「外国貿易の計画は国民経済計画の構成部分であって、社会的富の増大、国民の物質的文化的水準の不断の向上、そしてソ連邦の独立と経済的、政治的力を強化することを目的としている」<sup>3)</sup>

このように外国貿易の計画は国民経済計画の一部をなし、また社会主義的計画経済の必然性からうまれるものである。

##### (2) 外国貿易計画の特殊性

外国貿易計画は、社会主義社会の全般的な国民経済計画の一部であり、それと切離し難く結びついているとはいえ、外国貿易計画には外国貿易計画としての特殊性がある。そしてこの特殊性は、外国貿易が外国貿易なるが故にもつ特殊性であり、その特殊性を対象として外国貿易計画が行なわれるからにほかな

らない。そして外国貿易の特殊性とは、それが国際分業その他にもとづく対外的経済関係を含むということである。したがって外国貿易計画を行なう場合には外国貿易計画に特有な原則が守られなければならないことになる。チェルニアンスキーによるとこの原則とは次のようなものである。

1. 外国貿易を計画する場合には、輸出ファンドをできるだけ増大させ、余分な輸入を削減するようにしなければならない。またそのように資源を動員しなければならない。この原則は、生産より需要の増大がより速かであり、したがって輸出の可能性より輸入需要の増大が速かになる傾向を阻止する必要性から生じるのである。

また、輸出ファンドを増大さす目的で資源を動員するということは生産の増大ペースを早めることに貢献する。なぜならば、外国貿易のために、高品質の商品が生産されれば、このことは同時に一般的な生産力水準の高揚に、資源が動員されたことを意味するからである。

また余分な輸入を縮減することは、外国貿易の効率をたかめ、国民経済の効率をたかめることを意味する。何故なれば、ある商品の輸入の削減は他の商品の輸入をたかめ、もって生産増大の可能性を与えるからである。

しかし輸出ファンドを増大させ、輸入需要減少の目的で資源を動員することは、国際分業なり外国貿易なりの発展を弱めるようなものであってはならない。

2. 社会主義陣営の国々との外国貿易計画は、単に当該社会主義国の需要に一致させるのみでなく、同時にまた、他の社会主義諸国の需要を考慮して作成されなければならない。

3. 社会主義諸国間の商品交換の分野においては次の原則が働く。すなわち長期貿易協定および商品取引年議定書の割当量は、個々の国の輸出計画および相手国からの輸入計画項目に原則として一致しなければならないということ。

この原則は社会主義諸国間で締結される貿易協定の割当量の義務的性格による。このことは、通商協定の割当量の一致は同時に、社会主義諸国との外国貿易計画作成に際しての主たる準備的仕事となることを意味する。

4. 資本主義諸国との外国貿易の計画化に際しては、その貿易の特殊性が考慮される。

a. 資本主義諸国との外国貿易の計画的発展は、これらの国への技術上経済上の依存を最少限に喰い止めるように考慮しなければならない。このためには、

個々の社会主義諸国および社会主義世界体制全体の力をつよめるということ、また後進諸国との貿易に重点をおくことが必要である。

b. 資本主義諸国との外国貿易の計画は十分に柔軟でなければならない。つまりこの計画は、時期および生産において(国の選択において)もっとも有利な貿易活動ができるようにしなければならない。

この原則は、資本主義経済の構造的発展における漸次的変化や、個々の商品市場における景気変動を観察するということから生じる。

また、資本主義諸国との通商協定、およびこれにもとづく協定された割当量は、社会主義国とのそれと原則的に異なった性格をもっている。資本主義諸国は貿易協定にかんしては、割当によって制定された商品を売ったりあるいは買ったりする義務はない(社会主義国との貿易においては義務がある)。ただ、この協定にもとづいて権利を与えられた個人なり商社なりが要求した場合、協定された割当の範囲内において、相当する輸入あるいは輸出の許可を与える義務があるだけである。それ故に貿易協定の割当量は資本主義諸国との総体的貿易計画と必ず一致しなければならないということはない。たとえば、市場状況を深く調査した結果、輸出が協定された割当量より少ないことが明らかになった場合には、輸出計画はより小さくなり、反対の場合には大きくなるであろう。

c. 資本主義諸国との外国貿易計画は、輸入に対する輸出の超過、収支の黒字を保つようにしなければならない。というのは、外貨準備の創造を可能にし、その一定水準を維持するためである。

この原則は、資本主義市場の無政府的性格および資本主義世界市場における状況の発展の変化を考慮する必要から生まれるのである。十分な外貨準備がなければ、最も有利な貿易契約を結ぶということ、つまり資本主義市場における価格変動を最大限に利用するということとはできないであろう。

d. 資本主義諸国との貿易の発展に際しては、資本主義国との対比における社会主義諸国の貿易政策の特種的条件を考慮する必要がある。

社会主義諸国は、すべての国との対外関係において、その社会体制に関係なく、互惠、同権、内政不干涉および相互援助の原則を適用している。もしも、この場合、ある資本主義国に優遇を与えているとすれば、それはこの国が、他の国よりも社会主義国に大きな利益を与えるからである。<sup>4)</sup>

では、具体的に外国貿易の計画はどのような方法でまた内容で行なわれるのであろうか、これについて次にみてみよう。

### (3) 外国貿易計画の順序

社会主義諸国の外国貿易計画の具体的な順序はチュルニアンスキーによると大要次の通りである。

1. 中央指導機関（政府および省）が、計画の一般的釣合、輸出入発展の一般的方向、外国貿易の基本的諸問題その他について最も重要な指示を公にする。これらの指示は5ケ年のあるいは年次国民経済計画に一致した指示にもとづいて外国貿易のためにうちたてられるものである。

2. いわゆる実行部門たる外国貿易公団は、これらの指示にもとづいて自分たちの計画ヴァリエントを作成する。これらの指示とは別に、このための基盤として、過去の業績の総合的分析——この中には輸出入効率も含まれる——の結果が利用される。

3. 外国貿易公団は自分たちの計画（ヴァリエント）案を、生産者と、また外国にいる自分たちの代表部と調整する。この調整は、たとえば輸出向の補足調達のような予期しえぬ事態が生じるために行なわれる。

4. 計画を作成する場合には、計画と、締結された貿易協定との結びつきが保障される。また新しい貿易協定議定書の締結についての提案が準備される。

5. このようにして公団によって作成された計画ヴァリエントを、外国貿易省は、ゴスプランや諸省と調整する。これによって外国貿易プランは正しい釣合におかれ、全般的国民経済計画の残余の部分と調整されるのである。

政府によって国民経済の発展計画が樹立された後には、外国貿易省はそれぞれの外国貿易公団にそって計画を作成する。<sup>5)</sup>

ソ連邦で実際に行なわれている順序は次のようである。外国貿易の計画案の出発点となる方針は、ソ連邦国民経済長期発展計画であり、これが、国民経済年次計画によって具体化される。そして国民経済の一般的任務から出発して、輸出入量および輸出入品目が決定される。

外国貿易の計画化は、いくつかの順を追った段階からなっている。

① 全連邦貿易公団は、それぞれの担当取扱商品について輸出入計画案を作成する。これをソ連邦外国貿易省に提出する。

② 外国貿易省（の計画・経済局）は、貿易公団から提出された輸出入計画にもとづいて、輸出計画および輸入計画、貿易バランス表の草案をつくり、ソ連邦ゴスプランに提出する。

③ ゴスプランは、外国貿易省から提出された輸出および輸入計画、貿易バ

ランス表その他各省から提出された諸計画案、バランス表にもとづいて、ソ連邦国民経済発展計画の 1 部としての貿易計画案および主要物資配分計画案を作成し、これをソ連邦閣僚会議に提出し、承認をうける。<sup>6)</sup>

#### (4) 外国貿易計画の種類と内容

外国貿易の計画は国民経済計画の一部であるが、外国貿易には外国貿易に特有な種々なる計画が行なわれる。そしてこの計画はバランス表を利用して行なわれる。これらの種類と内容は次のようである。

##### 1. 輸入および輸出計画

a. 輸入計画。これは外国商品の輸入計画である。この計画の最初の案は、ソ連邦では全連邦貿易公団事務所で作られる。そして事務所によって作成された輸入計画案は、公団の計画・経済課で総括される。この場合、次の観点から総括は行なわれる。国、地域の種類（社会主義諸国全体とそれぞれの国と、資本主義諸国全体）、この場合、現行の協定から生じる義務と、貿易収支の状況が考慮される。決済の種類（各種精算決済、自由交換通貨決済、非交換通貨決済）、商品の種類（銘柄、量）、価格の状態である。輸入価格計画はそれぞれの国について個別的に作成される。商品銘柄および量は、ソ連邦で決められた基準方式で配分される。商品を正確な銘柄で区分することは、生産、調達、配分等にかんして大きな意義をもつ。またソ連邦ではたとえば金属製品はトンで、変圧器は 1,000 キロワット時でというような基準量表示がきめられている。また輸入価格はルーブルで表示され、FOB あるいは相手国国境渡で計算される。

b. 輸出計画。これは商品の輸出計画である。輸出量は輸入品に対する支払の必要性から、外貨資金創出の必要性から、相手国との相互供出の義務の考慮から、またクレジットによる調達義務の考慮から決定される。

輸出計画案も、輸入の場合と同様に、貿易公団の事務所において最初に作成される。

輸出計画も、国、決済の種類、商品の種類にしたがって作成される。

輸出計画の構成図式も、これを作成する方式において輸入計画のそれと事実上変らない。

2. 物財バランスおよび主要物資配分計画；国民経済向け商品調達計画および輸向け商品調達計画。これらの計画は、輸出入と国内における生産、消費との関係を示すものである。

① 物財バランスおよび主要物資配分計画。これは最も総合的基礎計画であ

てソ連邦各共和国の諸省、諸機関、閣僚会議によって作成された主要物資の生産、消費計画案にもとづいて、 Gosplan によって作成され、ソ連邦閣僚会議によって確認される。配分計画は主要物資毎に、受入、配分、輸出、輸入、備蓄を付して作成される。これらのバランス表は、主要物資の生産、消費の予想リミットを指示するものであり、この予想表にもとづいて外国貿易公団は国民経済向け商品調達計画および輸出向商品調達計画を作成する。

⑤ 国民経済向け商品調達計画および輸出向商品調達計画。これは前記物財バランスの相応する収入、支出項目の一部を構成するものであるが、前記主要物資配分計画では、主要物資のみが対象となったのであるが、この計画では、輸出および輸入商品および再輸出品も対象となる。

この調達計画は、先の輸入および輸出計画と一緒に作成され、そして調達計画と輸入および輸出計画とは大体一致するようになっている。

この調達計画も商品ごとに、輸出入量、価格、相手国、納入時期が示される。国民経済向け調達計画は、貿易公団と発注機関との法的関係の源泉となり、公団の義務を規定するものとなる。

3. 為替計画。対外支払という任務から生じる計画である。これに関するものは貿易収支、国際収支、国際貸借計画などである。

a. 貿易収支。一定期間（年、4半期）における輸入総額と輸出総額との相互関係を規定したものである。外国貿易省の計画・経済局において作成される。これは単に為替計画にのみ関係するわけではなく相手国別の総括的な輸出入計画立案の要素となる。またこの資料は国際収支の主要構成部分となる。

b. 国際収支（為替計画）。外国からの受取と外国への支払の一定期間における相互関係を定めたものである。これに含まれるのは、輸出、輸入のほか、クレジット、運賃、保険料、サービス、技術援助その他の受払が含まれる。全連邦国際収支案（為替計画）案は、ソ連邦財務省と Gosbank によって作成される。

c. 国際貸借。一定期間中に発生するあるいは一定時期における、当該国の他国に対するすべての貨幣的債権、債務の相互関係である。国際貸借は、国際収支とは異なって、これらの貸借の決済期限がきていると否とにかかわらず、その相互勘定をあらわす。

d. 貿易活動為替計画。これは前記国際収支（為替計画）の構成部分であって、外国貿易省によって立案される。この計画案は、輸出および輸入計画案を基礎

として作成されるが、商品の輸出入行為とその決済行為とは時期的にずれるので、為替計画と輸出入計画とは異なる。またこの為替計画には、輸出入に付随するサービス提供の決済も含まれる。この為替計画は、外貨の受取計画と支払計画とに分れる。

#### 4. その他の計画

a. 輸出入貨物輸送計画。輸出入貨物の輸送計画であって、関係する省の協力と同意をえてソ連邦外国貿易省運輸局によって作成され、ゴスプランに提出される。その主要任務は、最適の時期に、最有利な費用で、指定された地域に運送するよう計画することである。

#### b. 収支バランス（財務プラン）

外国貿易公団の経済活動の効率の状況をしめす収支バランスを示す計画である。

- 1) ソ連邦経済学教科書、改訂増補第4版、合同出版社版、第4分冊、935頁。
- 2) В. Чернянский, Экономика социалистической внешней торговли, Москва, 1963, стр. 96—97.
- 3) П. А. Червяков, Организация и техника внешней торговли и СССР, (пере. изд.) 1962, стр. 66.
- 4) В. Чернянский, там же, стр. 100—104. 参照
- 5) В. Чернянский, там же, стр. 110.
- 6) П. А. Червяков, там же, стр. 68 および日ソ東欧貿易調査月報1964年11月号参照。